



〇円」を「一七〇、九〇〇円」に改め、同表第十二号2中「一三七、九〇〇円」を「一三八、三〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

告 示

〇宮城県告示第四百五十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称    | 所 在 地           | 認 定 年 月 日 | 認 定 の 有 効 期 限 |
|--------|-----------------|-----------|---------------|
| 東北公済病院 | 仙台市青葉区国分町二―三―十一 | 令和四年六月十一日 | 令和七年六月十日      |

〇宮城県告示第四百五十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 区 域  | 区 分   | 届出年月日          | 発起人の住所及び氏名   | 漁業の種類   | 特定第二号漁業者数 |
|--|---|----------------|--|---|-----------|
| 巨理町区（宮城）<br>同組合協<br>仙南支所<br>の地区の<br>うち巨理<br>の区域） | 総トン数十<br>ン未満の漁<br>船により主<br>として網を<br>用いて行<br>う漁業 | 令和四年五月<br>二十六日 | 巨理郡巨理町荒浜字館<br>南一八<br>山川一<br>育夫<br>巨理郡巨理町荒浜字鳥<br>玉田一五<br>哲平 | 漁業災害補償<br>法施行令（昭<br>和三十九年政<br>令第二百九十<br>三号）第六<br>条に規定する漁<br>業 | 九人        |

〇宮城県告示第四百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 加入区の名称      | 区 域   | 届出年月日      | 発起人の住所及び氏名   | 養殖業の種類   | 区域内特定養殖業者数 |
|-------------|---|------------|--|--|------------|
| 宮城県第百九十一加入区 | 平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業に基く漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻支所の地区 | 令和四年五月二十七日 | 石巻市渡波字祝田二十―九 市宮祝田復興住宅一<br>高橋 文生<br>石巻市塩富町一丁目三―二十五<br>青木 英文 | 漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十―三号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業 | 四十人        |

〇宮城県告示第四百五十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 加入区の名称     | 区 域  | 届出年月日      | 発起人の住所及び氏名                                     | 養殖業の種類   | 区域内特定養殖業者数 |
|------------|--|------------|--|--|------------|
| 宮城県第八十四加入区 | 平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻支所の地区 | 令和四年五月二十六日 | 石巻市寄磯浜大松七―五<br>渡辺 喜廣<br>石巻市寄磯浜前浜七十―六―二<br>遠藤 仁 | 漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十―三号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業 | 九人         |

〇宮城県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字北官林一五の一、一五の三から一五の五まで、一八の二、一九から二五まで、

二六の二、二七の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

公園用地とするため

○宮城県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉玉山一〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第四百六十号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画特別緑地保全地区

2 名称

(一) 荒卷仁田谷地特別緑地保全地区

(二) 中山二丁目特別緑地保全地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十一号  
 仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称  
 1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

六丁の目元町地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。  
 令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

病院・診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----|-------|-----------|
|     |       |           |

|                |                 |          |
|----------------|-----------------|----------|
| ひろこクリニック       | 黒川郡大和町吉岡字上町二五   | 令和四年六月一日 |
| 医療法人社団蔵王会 佐藤病院 | 富谷市三ノ関坂ノ下一一六番地一 | 令和四年六月一日 |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称  | 所 在 地           | 辞 退 年 月 日  |
|------|-----------------|------------|
| 瀬戸医院 | 黒川郡大和町吉岡字上町七二   | 令和四年三月三十一日 |
| 佐藤病院 | 富谷市三ノ関坂ノ下一一六番地一 | 令和四年五月三十一日 |

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、令和三年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和四年六月十四日

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

令和三年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

| 受 付 件 数 | 処 理 状 況 |      |     |        |      |     |
|---------|---------|------|-----|--------|------|-----|
|         | 開 示     | 部分開示 | 非開示 | 存否応答拒否 | 文書不存 | 取下げ |
| 22      | 12      | 3    | 0   | 0      | 6    | 1   |
|         |         |      |     |        |      | 0   |

（注）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存

在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 審査請求の状況

(1) 件数及び処理状況

| 審査請求件数 | 当該年度の審査請求件数 | 決 定 |     |     | 取下げ | 審 理 中 | そ の 他 |
|--------|-------------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
|        |             | 却 下 | 却 却 | 認 容 |     |       |       |
| 0      | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     |

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

| 審査請求年月日 | 件 名 | 処 理 状 況 |
|---------|-----|---------|
|         | な   | し       |

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十七号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和四年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

北船岡集会所の項の次に次のように加える。

第十区集会所 同 郡同 町大字船岡字若葉町一〇番地二一